

博労小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

① 児童理解と環境づくり

- ・ 基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・ Q-U調査（学級診断尺度調査）と、児童全員への個別面談を定期的実施し、望ましい学級集団をつくり出します。
- ・ 実態調査を実施し実態把握するとともに、何がいじめなのか児童の基本的認識を深めていきます。
- ・ 学校評価に関わるアンケート（児童・保護者）に留意し、いじめに関わる情報収集に努めます。
- ・ いじめに関する校内伝達会を行います。

② 自尊心を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・ 日々の授業の中で、分かる・できる喜びを味わわせ、学校生活への意欲を高めます。
- ・ 自己評価・他者評価の場を大切にし、共感的な人間関係を築きます。
- ・ 学習規律を遵守することを通じ、ルールを守ることを毅然と指導します。
- ・ 縦割り異学年活動を通じ、異なる立場への理解を進めます。
- ・ 悪い言葉遣いや安易な接触行為等が相手を不快にさせることを理解させ、ソーシャルスキルの向上を図ります。
- ・ 道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。（各学級年1回以上）

○児童が主体となる取組の充実

- ・ 当番活動や係活動、児童会活動の自治的活動を通して、好ましい人間関係を育てます。
- ・ ボランティア活動を通じ、児童の自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ・ あったか言葉（感謝、励まし、ねぎらい、称賛等）運動を実施します。

③ 家庭や地域等との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・ 実態調査の結果を必要に応じ学校便り等に掲載し、地域・家庭との連携を深めます。
- ・ PTA活動と連携し、情報モラルに関わる研修会の機会をもちます。

(2) いじめの早期発見

小さな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わります。

また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

① 日常的な観察

ア 日常の観察

- ・ 休憩時間中の児童の行動に気にかかるものがないか留意します。
- ・ 学習や生活の様子から得られた気にかかる変化を、生徒指導日誌の活用を図り、教職員間での情報共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

イ 気にかかる子の情報交換

- ・ 日常の観察を通じて、生活状況だけではなく学習状況においても気にかかる児童の情報交換会を定期的（週1回）に行います。

② アンケート調査

- ・ いじめ実態調査を学期ごとに行います。

③ 教育相談

- ・定期的な個別面談を実施します。（年3回）
- ・保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知します。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、学習権を保障する対応をいじめ対策委員会において行います。また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ア いじめ対策委員会での対応
 - ・事実確認に基づく指導方針の共通理解を図ります。
 - ・連携する関係機関の選定・活用の方針を決定します。
 - ・いわゆるネットいじめについては、警察との連携を図り、サイト管理者への対応を進めます。
- イ いじめの進行状況が初期であると判断される場合
 - ・確認された事実に基づき、被害児童のケアと加害児童の指導を進めるとともに、両者の保護者と連携し、再発防止の手立てを進めます。
- ウ いじめの進行状況が初期を過ぎ、悪質もしくは継続的と判断された場合
 - ・確認された事実に基づき、被害児童と加害児童の引き離しを行い、被害児童と保護者のケアを進めます。同時に、加害児童の一定期間教室立ち入り禁止措置（出席停止も含める）をとる可能性まであることを、加害児童並びに保護者に伝え、反省を促し今後の対応について指導します。
- エ 周囲の児童に対して
 - ・被害児童の追い詰められた状況を的確に話し、教室でみんなが楽しく学べるようにする努力を進めることを明言します。その上で、児童一人一人が今後できることを考え取り組んでいくことについて話し合いを行います。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談又は通報し、連携した対応をとります。

(4) いじめの解消及び再発防止

いじめの解消は、行為が3か月継続して止んでおり、被害児童・保護者が面談により、心身の苦痛を感じていないと認められたときとします。いじめが解消された後も、同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりしていないか、全教職員で経過を観察し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・いじめが解消したと思われる場合でも、全教職員がそれぞれの持ち場で十分な観察を行い、情報を共有し、適切な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的にアンケート等で確認・検証します。必要に応じて支援策

を修正し、支援を継続して行います。

② **再発防止の取組**

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めます。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) **構成員**

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
- ・事案が生じた場合、必要に応じその他校内教員や連携すべき関係機関を随時上記構成員に加え、方針に基づき対応を開始します。

※関係機関：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等。

(2) **役割**

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・いじめ事案の調査と対応。

(3) **開催**

- ・定期的に年3回行う。
- ・上記に加え、いじめを発見したり、通報を受けたりした場合にも行う。

4 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	・児童の実態把握及び共通理解 ・いじめ防止基本方針について保護者への説明 情報交換会	10	・Q-U調査 ・教育相談週間（個別面談） 情報交換会
5	・児童アンケート調査	11	・児童会「いじめ防止運動の取組」 ・校内研修（外部講師）
6	・Q-U調査 ・教育相談週間（個別面談）	12	・人権週間 ・いじめ対策委員会 ・児童・保護者アンケート（学校評価）
7	・児童・保護者アンケート（学校評価） ・問題行動等調査の分析 ・保護者会での啓発活動	1	・学校評価の結果集計、考察 ・児童アンケート調査
8	・いじめ対策委員会 ・校内研修（事例研究）	2	・教育相談週間（個別面談） ・いじめ対策委員会
9	・児童アンケート調査	3	・今年度の振り返りと次年度への対策